

浜松市福祉事務所専決要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市福祉事務所設置条例（昭和26年浜松市条例第59号）第1条に規定する福祉事務所において、福祉事務所長の権限に属する行政事務を迅速に処理し、事務能率の向上を図り、かつ、内部的責任の範囲を明らかにするための事務の専決について必要な事項を定める。

(専決事項に準じるものの専決)

第2条 専決事項に掲げられていない事務であっても、専決事項に準じるものと認められるものは、専決することができる。

(報告等)

第3条 専決者は、専決した事項について必要があると認めるときは、上司に報告しなければならない。

(代決等)

第4条 次の表の左欄に掲げる決裁者が不在の場合は、第1次代決者が代決することができる。この場合において、当該代決者が不在のとき又は当該代決者を置かないときは、第2次代決者が代決することができる。

決裁者	第1次代決者	第2次代決者
所長	副所長	
副所長	主管の課長	
課長	課長補佐	主管のグループ長

(専決事項)

第5条 所長、副所長及び課長の専決できる事項は、おおむね別表のとおりとする。

(準用)

第6条 この要綱に定めるもののほか、福祉事務所の事務に係る専決については、浜松市専決規程（昭和41年浜松市訓令甲第16号）及び浜松市区役所専決規程（平成19年浜松市訓令第6号）の規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。ただし、別表1中、生活保護法第7

7条の2、78条及び78条の2の規定による費用徴収額の決定の項（生活保護法第77条の2に係る部分に限る。）の改正は、同年10月17日から施行する。

別表（第5条関係）

1 生活保護に関する事項

事項	所長	専決者	
		副所長	課長
生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律において例による場合を含む。以下同じ。）第24条及び30条から37条第2項までの規定による保護の開始申請に基づくその要否、種類、程度及び方法の決定並びにこれの通知			
生活保護法第24条の規定による保護の変更申請に基づくその要否、種類、程度及び方法の決定並びにこれの通知			
生活保護法第25条第1項の規定による職権による保護の開始の決定			
生活保護法第25条第2項の規定による職権による保護の変更の決定並びにこれの通知			
生活保護法第26条の規定による保護の停止及び廃止の決定並びにこれらの通知			
生活保護法第27条の規定による被保護者への指導又は指示の決定			
生活保護法第28条第1項の規定による立入調査及び検診命令の決定			
生活保護法第28条第5項の規定による職権による保護の開始若しくは変更の申請の却下			

生活保護法第28条第5項の規定による職権による保護の変更			
生活保護法第28条第5項の規定による職権による保護の停止若しくは廃止			
生活保護法第48条第3項の規定による保護施設への指導の制限又は禁止の決定			
生活保護法第48条第4項の規定による保護施設の長から保護の変更、停止又は廃止事由の届出の受理			
生活保護法第55条の4、55条の5及び55条の6の規定による就労自立給付金及び進学準備給付金の支給決定並びに報告の命令			
生活保護法第55条の7の規定による被保護者就労支援事業の実施の決定			
生活保護法第62条第3項の規定による保護の停止又は廃止の決定			
生活保護法第62条第3項の規定による保護の変更の決定			
生活保護法第62条第4項の規定による保護の変更、停止又は廃止の処分を行う場合の聴聞			
生活保護法第63条の規定による保護費用の返還額の決定		重要なもの	簡易又は定例なもの
生活保護法第76条の規定による遺留金品の処分の決定			
生活保護法第77条の規定による費用の徴収に係る扶養義務者との協定及び家庭裁判所に対する申立の決定			
生活保護法第77条の2、78条及び78条の2の規定による費用徴収額の決定		重要なもの	簡易又は定例なもの

生活保護法第80条の規定による費用返還免除の決定			
生活保護法第81条の規定による家庭裁判所への後見人選任の申請			
その他生活保護法に基づく事務に関すること。	重要なもの	一般的なものの	軽易又は定例なもの

2 児童福祉に関する事項

事項	所長	専決者	
		副所長	課長
児童福祉法第22条第1項の規定による助産施設への入所に関すること。			
児童福祉法第23条第1項の規定による母子生活支援施設への入所及び保護に関すること。			

3 高齢者福祉に関する事項

事項	所長	専決者	
		副所長	課長
老人福祉法第11条第1項の規定による入所措置の決定（変更）及び廃止			
老人福祉法第11条第2項の規定による葬祭及び老人福祉法第27条第1項の規定による遺留金品の処分の決定			
老人福祉法第36条の規定による資産、収入状況の調査の囑託及び報告の請求			
障害者控除対象者の認定申請に基づく可否の決定及びその通知			

4 障害者福祉に関する事項

事項	所長	専決者	
		副所長	課長
児童福祉法第21条の6の規定による障害児通所支援及び障害福祉サービスの措置に関すること。			
知的障害者福祉法第15条の4及び第16条の規定による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置に関すること。			
身体障害者福祉法第18条の規定による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置に関すること。			
身体障害者福祉法第23条の規定による売店設置に関する協議及び調査に関すること。			